

## 18回(平成28年度通算49回)通常総会開催

総会后、東日本外壁仕上協同組合と合同で新年会

当連合会は2月26日、東京・千代田区のスクワール麹町において、通常総会を開催した。総会終了後、東日本外壁仕上業協同組合と合同で新年懇親会を行った。

総会では、平成27年度活動報告、決算報告、平成28年度事業計画、予算案が原案どおり可決された。新年年度の事業計画としては、登録基幹技能者および一級技能者の講習会開催、建専連との協調事業である長期性能保証事業の拡大、人材確保・育成の促進、外壁仕上に関する啓蒙普及や情報提供、福利厚生事業の5項目が挙げられた。

懇親会の冒頭で挨拶した野口会長は、「昨年4月の決算では、大企業を中心に多くの会社が好業績で、アベノミクスもうまくいっているようであったが、秋頃から中国経済の減速、原油安、米国の利上げ、年明けの株価低迷、日銀のマイナス金利と、景気の先行きは不透明だ。ただ、建設業界では、9月の中間決算でも史上最高の利益などという報道もあり、ゼネコン各社は順調のようだ。そういう中で、現場の人手が不足し労務費が高騰しているが、ゼネコンに聞けば、労務費も含めて利益の出る受注ができるようになったのだと言っている。我々としてはまだその実感はないが、本当にそういう流れであれば、次は我々専門工事業者の番だろ



懇親会で挨拶する野口陽一会長



来賓として挨拶する道用光春様



挨拶と乾杯の発声を行う小俣一夫様



閉会の挨拶を行う岩田紳一 副会長

う。技能者が適切な賃金をもらえ、社会保険にも加入できるとなれば、若い人の見方も変わるであろうし、また組合がそういう若い人の育成に力を入れれば、業界の発展も期待できる。そのためにも我々は、まずは今いる技能者の方に社会保険にきちんと入ってもらい、また元請けに対しては法定福利費をしっかりと要求することが必要だ。そのように建設業界全体が健全な状態になることは、組合の発展にとってもメリットが大きい」と語った。

次いで、来賓代表として、(一社)建設産業専門団体連合会の道用光春常務理事が挨拶。道用氏は、「担い手3法」制定や日建連の「長期ビジョ

ン」策定を例に挙げ、国や元請団体が技能者の確保・育成の現状についてようやく危機感を持つようになってきたと述べつつ、「国も元請も今回は本気だろうと期待したいが、やはり我々専門工事業者の側から働きかけなければ事は進んでいかない。強い覚悟を持って、きちんとした利益を出し、人を育てていける企業が仕事を受注できるような競争環境を作らなければ、建設業界に若い人は入ってこない」と、安値発注に対し、専門工事業者が断固とした姿勢を取ることの重要性を訴えた。

続いて、NPO法人湿式仕上技術センターの小俣一夫顧問が登壇。小俣氏は、昨年、NGSの前身である日本

建設吹付協会初代会長の山室賢太郎氏が逝去したことに触れた上で、「山室さんがそうであったように、施工者の側からメーカーに対し新しい外壁仕上げのデザイン提案を行うことが重要で、最近はその忘れられている」と、組合員に対し奮起を促した。また昨今の人手不足への対策として、「現場で女性の力を活かすために、事業所に託児所を設けてはどうか。これなら子供を産んでも長く働ける」と、自身の考えを披露し、乾杯の発声を行った。

恒例の景品抽選会も行われるなど和やかな雰囲気で行われた懇親会は、岩田紳一副会長の挨拶で盛會裡

に散会となった。

■御来賓の皆様／道用光春様(一般社団法人建設産業専門団体連合会常務理事)、小俣一夫様(NPO法人湿式仕上げ技術センター顧問)、田中辰明様(お茶の水女子大学名誉教授)、有木久和様(一般社団法人建設業振興基金専務理事)、長谷川周夫様(同人材育成支援総括研究部長)、青木裕様(東京都中小企業団体中央会振興課長)、井上照郷様(日本建築仕上材工業会専務理事)、鈴木浩之様(全国マスタック事業協同組合連合会会長)、竹内金吾様(一般社団法人日本塗装工業会専務理事)、会津健様(東京都塗装工業協同組合理事長)、伊東建夫



会場のもよう

様(一般社団法人建設産業専門団体連合会事業部長)、河野美津江様(同事務局)、菅井文明(職業訓練法人全国建設産業人建設産業教育訓練協会[富士教育訓練センター]専務理事、前田九州男(同顧問)、大平延行様(同専任講師)

## 中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、 平成28年4月1日から建退共の制度が以下のとおり変更されました。

### I 建退共の退職金額が改定

- (1) 現行の予定運用利回りが2.7%から3.0%に引き上げられます。
- (2) 退職金の不支給期間(掛金納付月数)が24月未満から12月未満に緩和されます。
  - ※ 1. 掛金日額は改定されませんので、現在の共済証紙(310円)は継続してご使用になれます。
  - ※ 2. 平成15年10月1日以降の掛金納付があり、かつ平成28年4月1日以降に退職金請求事由が発生される方については、平成15年10月1日以降の掛金納付分についても3.0%の予定運用利回りが適用されます。
  - ※ 3. 掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。
  - ※ 4. 平成28年3月31日以前に退職金請求事由が発生する方は従来どおりとなります。

### II 被共済者による移動通算の申出期間が延長

### III 移動通算できる退職金額の上限が撤廃

お問い合わせは

各相談コーナー、本部(Tel.03-6731-2841)、東京(Tel.03-3551-5276)  
建退共事業本部または最寄りの建退共支部へ

**独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号(ニッセイ池袋ビル)  
TEL. 03-6731-2866(ダイヤルイン) FAX. 03-6731-2895